



島根県報

平成23年6月10日（金）

号外 第 125 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第416号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	横田伯南線	仁多郡奥出雲町横田 1035番2地先から同番 9地先まで	前	メートル 11.70～ 13.80	メートル 51.00	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所 街路事業 拡幅
			後	12.10～ 30.40	51.00	
〃	佐野波子停車場線	浜田市佐野町イ359番19 地先から同町イ409番1 地先まで	前	6.30～ 11.40	228.00	浜田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	7.90～ 21.00	225.00	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万 下田ノ平1116番地先か ら同1127番1地先まで	前	6.30～ 14.80	233.00	隠岐支庁県土 整備局 交通安全工事 拡幅
			後	6.30～ 14.80	233.00	

島根県告示第417号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社竹矢線	松江市竹矢町368番1地先から同町517番地先まで	メートル 183.00	平成23年 6月10日	松江県土整備事務所	
〃	横田多里線	仁多郡奥出雲町横田23番2地先から同町稲原17番1地先まで	96.00	平成23年 6月10日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	横田伯南線	仁多郡奥出雲町横田1035番2地先から同番9地先まで	51.00	平成23年 6月10日		
〃	佐野波子停車場線	浜田市佐野町イ359番19地先から同町イ409番1地先まで	225.00	平成23年 6月10日	浜田県土整備事務所	
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福川1546番20番地先から同685番2地先まで	207.00	平成23年 6月10日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万下田ノ平1116番地先から同1127番1地先まで	233.00	平成23年 6月10日	隠岐支庁県土整備局	